

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する規則（抜粋）

（居住環境の維持及び向上に関する基準）

第4条 法第6条第1項第3号に規定する地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次に定めるものとする。

（1）申請建築物（法第5条第1項から第3項まで及び第8条の認定に係る建築物をいう。以下同じ。）の敷地が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。）内である場合にあっては、当該地区計画に定める事項のうち、建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限り、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2の規定により条例で定められたものを除く。）に適合すること。

（2）申請建築物が次に掲げる区域内に建築されるものでないこと。ただし、当該申請建築物が当該区域を定めた目的を阻害するものでなく、かつ、長期にわたる使用が想定されると市長が認めた場合は、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設（以下「都市計画施設」という。）の区域（申請建築物が都市計画施設の区域になく、かつ、申請建築物の敷地が当該区域である部分の面積を除いたとしても、認定の申請をした時点における建ぺい率及び容積率に適合する場合を除く。）

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

（3）申請建築物の敷地が、景観法（平成16年法律110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域内であって、当該申請建築物が同法第16条第1項第1号に掲げる行為に係る同項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該景観計画に定める事項のうち、建築物の形態意匠の制限に適合すること。

（4）申請建築物の敷地が、次に掲げる協定の区域内である場合にあっては、当該協定に定める事項のうち、建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限る。）に適合すること。

ア 建築基準法第69条に規定する建築協定

イ 景観法第81条に規定する景観協定